

行う。

(監査責任者)

第六条 教育庁に、個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）一人を置く。

2 監査責任者は、総務部長をもって充てる。

3 監査責任者は、所属における個人情報の管理の状況について監査する。

(研修等)

第七条 総括管理者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、及び個人情報の保護に関する意識を高めるための啓発その他必要な研修を行う。

2 保護管理者は、所属の職員に対し、日常の業務を通じて、個人情報の保護に関する意識を高めるための啓発に努めるものとする。

第三章 職員の責務

第八条 職員は、条例並びに個人情報の取扱いに関連する法令、規程、細則等（次項において「関連法令等」という。）の規定に従い、個人情報を取り扱わなければならぬ適切かつ必要な指示、助言等を与えるなければならない。

第四章 個人情報の取扱い
(接触の制限)

第九条 保護管理者は、重要度の高い個人情報について、当該個人情報に接する権限を有する者を、当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定するものとする。

2 前項の権限を付与されていない職員は、当該個人情報に接してはならない。

3 職員は、第一項の権限を付与された場合であっても、業務上の目的以外の目的で当該個人情報に接してはならない。

(複製等の制限)

第十条 職員は、あらかじめ保護管理者の指示又は許可を受けなければ、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 個人情報の複製

二 個人情報の送信

三 個人情報が記録されている媒体の所属外への送付又は持出し

四 その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正)

第十一条 職員は、個人情報の訂正を行う場合には、保護管理者の指示に従わなければならぬ

(媒体の保管)

第十二条 保護管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、個人情報が記録されている媒体の適切な保管場所を定め、必要に応じて、耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の特別の措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第十三条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒介（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となつた場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(個人情報の取扱状況の記録)

第十四条 保護管理者は、重要度の高い個人情報について、その利用、保管その他の取扱いの状況を台帳等に記録するものとする。

(実施機関以外の者への提供)

第十五条 保護管理者は、個人情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 提供先における当該個人情報を取り扱う事務の目的及び根拠法令並びに提供先において利用する個人情報の対象者の類型及び項目名、利用形態等について確認すること。

二 提供先における安全確保の措置を求め、並びに必要と認めるときは、実地調査等により当該措置状況を確認・記録し、及び改善の要求等を行うこと。

(実施機関以外の者への事務の委託)

第十六条 保護管理者は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する

場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選択することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、委託に係る契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、個人情報の適切な管理のために必要なその他の事項について、委託を受ける者との間で書面により確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持等の義務

二 再委託の制限又は条件に関する事項

三 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

四 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

五 契約に違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

3 前二項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。

第五章 安全確保上の問題への対応

(問題事案への対応)

第十七条 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となると思われる事案（以下「問題事案」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該個人情報を取り扱う保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、速やかに問題事案による被害の発生又は拡大の防止、原状回復等のために必要な措置を講ずるとともに、問題事案の発生した経緯、被害状況等を調査しなければならない。

3 保護管理者は、発生した問題事案の問題の程度が特に重大と認める場合は、直ちにその内容を総括管理者に報告し、指示を受けなければならない。

4 保護管理者は、問題事案が終結した後、速やかに原因の分析等を行い、再発防止のために必要な措置を講じ、並びにその内容を総括管理者に報告するものとする。

(公表等)

第十八条 総括管理者は、発生した問題事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該問題事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第六章 監査及び点検

(監査)

第十九条 監査責任者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査（第三者への委託によるものを含む。）を行い、その結果を総括管理者に報告するものとする。

(点検)

第二十条 保護管理者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に点検を行うものとする。

2 総括管理者は、必要と認めるときは、保護管理者に点検の結果の報告を命じ、又は点検の実施を命ずることができる。

(評価及び見直し)

第二十一条 総括管理者及び保護管理者は、安全確保の措置について、前二条の監査及び点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価及び見直しを行い、常に実効性が確保されるよう努めるものとする。

第七章 補則

(細則)

第二十二条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括管理者が定める。

2 保護管理者は、この訓令を適切に実施するため細則を定めることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)